

消費税とはこんなもの

四月一日から消費税がスタートしましたが、消費税は物品、サービスの売り上げ（国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸し付け及び役務の提供）にかかります。また、消費税は価格に上乘せされ、最終的には消費者が負担します。なお、消費税は各取引段階で課税され、生産、流通の過程で二重三重に税がかかることのないような仕組みがとられています。

消費税の税額の計算は簡単

課税期間（個人は暦年、法人は事業年度）の課税売り上げが三〇〇万円（事業者免税点）以下の事業者の方は消費税を納める必要はありませんが、課税期間の課税売り上げが三〇〇万円を超える事業者の方は消費税の納税義務があり、計算の方法は表①のとおりです。

納付税額の計算にあたってのポイント

課税期間とは、納付税額の計算の基礎となる期間で、個人事業者は暦年（一月一日～十二月三十一日）、法人は事業年度です。

課税売り上げとは、商品の

売り上げのほか、機械、建物等事業用資産の売却、建物の賃貸など、事業のための財貨の譲渡、貸し付け、サービスの提供をいいます。土地の売却や貸し付け、株式・債券の売却・受取利子などの非課税取引は含まれません。

課税仕入れとは、商品の仕入れのほか、機械、建物等事業用資産の購入、建物の賃借、原材料や事務用品の購入、賃加工や運送等のサービスの購入など、事業のための購入をいいます。土地の購入や賃借、株式、債券の購入、支払利子、支払給料、賃金などは含まれません。

中小企業者の方の

納税事務の負担軽減

前々年（前々事業年度）の

課税売り上げが五億円以下の事業者の方は、課税売り上げのみから納付税額を計算できる簡易課税制度、表②を選択できます。また、限界控除制度により、その年の課税売り上げが六〇〇万円以下の事業者の方については、免税事業者とのバランスを考慮し、納付税額の一部が免除されます。（表③）

県税大幅に改正される

今年四月一日から県税が大幅に改正されましたので、おもなものについてお知らせします。

不動産取得税

新築住宅及びその土地に係る課税標準等の特例措置が次のようになります、対象住宅の床

面積要件が四〇㎡以上二〇〇㎡以下（改正前二〇〇㎡以下）になり、新築特例適用住宅に係る課税標準の特例控除額が一千万円（改正前四五〇万円）になりました。

ゴルフ場利用税

（旧娯楽施設利用税）

課税対象施設はゴルフ場に限定され標準税率は、一人一日八〇〇円（改正前一〇〇〇円）になりました。

特別地方消費税

（旧料理飲食等消費税）
税率が三割（改正前一〇割）

になり、免税点が宿泊等の場合一万円（改正前五千円）に飲食等の場合五千円（改正前二千五百円）になりました。また、遊興を伴う飲食についても適用されることになりました。なお、宿泊に係る基礎控除、奉仕料控除及び公給領収証制度は廃止されました。なお、町税については、「町税のしおり」で追ってお知らせします。

表① 消費税の納付税額の計算

$$\text{納付税額} = \frac{\text{課税期間の課税売上(税抜き)} \times 3/100}{\text{売上に対する税額}} - \frac{\text{課税期間の課税仕入れ(税抜き)} \times 3/100}{\text{仕入れに対する税額}}$$

- 税込み経理の場合には、3/100に代え3/103を用います。
- 税額の計算は、課税期間中の売上に対する税額から、同じ期間中の仕入れに含まれる税額を差し引くだけです。仕入れに含まれる税額の方が多ければ、還付されます。
- 仕入れに含まれる税額を差し引くのは、税が累積しないようにするためです。

表② 簡易課税制度を選択した場合の計算

$$\text{納付税額} = \text{課税期間の課税売上(税抜き)} \times 0.6\% \text{ (卸売業者 } 0.3\%)$$

仕入れに含まれる税額を課税売上に対する税額の8割（卸売業者は9割とみなします。その結果、課税売上の0.6%（(1-0.8)×0.3%）が納付税額となります。（卸売業者の場合は、0.3%（(1-0.9)×3%））。

表③ 限界控除制度による計算

$$\text{納付税額} = \text{本来納付すべき税額} \times \frac{\text{課税期間の課税売上(税抜き)} - 3,000\text{万円}}{3,000\text{万円}}$$

簡易課税制度を選択している事業者にもこの制度が適用されます。